



市民税・都民税 所得税 受付期間 **2月16日(金)~3月15日(金)**

# 申告の準備はお済みですか

税の申告の準備はお済みですか。締め切り間際は大変混雑しますので、早めの準備をお願いします。

市民税・都民税 **郵送での申告にご協力ください**

課税課市民税係・内線1206

## 申告が必要な方、不要な方

①~④に該当する方は申告が不要、それ以外の方は申告が必要です。

- ①令和5年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
- ②令和5年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方(提出されているか不明な場合、勤務先の給与担当者に確認してください)
- ③令和5年中の収入が公的年金等のみ(遺族・障害年金等非課税の年金を除く)で、控除等の追加がない方
- ④同居の親族に扶養されている方(ただし、**所得金額が記載された証明書の発行を希望する場合は申告が必要です**)

●**上場株式等の配当所得等の課税方式が統一されます** 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等について、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択できなくなりました。所得税で確定申告した所得は、市民税・都民税も所得に算入されます。

●**ふるさと納税ワンストップ特例の申請は申告を行うと無効になります** ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している方は、市民税・都民税の申告や確定申告を行うと特例の適用対象外になります。申告する際は、ワンストップ特例申請分を含むすべての寄附金について申告してください。

## 申告書の配付

昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方などに「市民税・都民税申告書」を2月上旬に郵送します。課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター、各連絡所でも配付します。

## 申告書の提出と申告・相談会場

混雑緩和のため、郵送での提出にご協力をお願いします。申告書の提出・相談は、**表1**の会場で受け付けます。**表2**のものをお持ちの上、できるだけ少人数でお越しください。

郵送先  
〒190-8666〔住所記入不要〕  
立川市役所 課税課市民税係 宛

表1 申告・相談会場

場所	受付日	受付時間
市役所1階101会議室	2月16日(金)~3月15日(金) 〔土曜・日曜日、祝日を除く〕	午前9時~午後4時
子ども未来センター	2月25日(日)	午前9時30分~午後3時
こぶし会館	2月27日(火)	
若葉会館	2月29日(木)	
滝ノ上会館*	3月1日(金)	
西砂学習館	3月3日(日)	

\*エレベーター工事のため階段をご利用ください。

表2 持ち物

申告書	当日会場でも入手できます。
令和5年中の所得に関する書類	▷給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票 ▷それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿など
令和5年中の控除に関する書類	▷国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書 ▷社会保険料・寄附金等の領収書 ▷医療費控除の明細書(ご自宅で作成してお持ちください) ▷障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
本人確認書類	▷マイナンバーカード ▷マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)

## 各種所得控除のご案内

### 社会保険料控除

●**国民年金保険料** 納付した金額を証明する書類の添付が必要です。令和5年10月2日までに納付した保険料の控除証明書を、昨年11月に被保険者宛てに郵送しました。申告時は、この証明書と令和5年10月3日以降に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、令和5年10月3日~12月31日に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書を郵送します(ねんきん加入者ダイヤル☎0570(003)004〔電話番号

が050から始まる電話等の方は☎03(6630)2525)、日本年金機構立川年金事務所☎(523)0352

●**国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料** 証明書の添付は必要ありません。領収書、振替口座の通帳(口座振替の方)、公的年金等の源泉徴収票(年金天引きの方)等で令和5年1月~12月に実際に納付した金額を確認して申告してください(保険年金課賦課係・内線1416、介護保険課介護保険料係・内線1446)

### 高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます▶  
65歳以上▶要介護(要支援)認定を受けている▶  
要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある  
令和5年12月31日時点で市内に住居登録がある該当者のうち、市民税課税者および前年に認定書の申請をした方には、確定申告に必要な障

害者控除認定書を1月19日に送付しました。認定書が届かない方や、認定書が必要な非課税者の方はお問い合わせください。

控除額は▶障害者控除=所得税27万円、市民税・都民税26万円▶特別障害者控除=所得税40万円、市民税・都民税30万円▶同居特別障害者控除=所得税75万円、市民税・都民税53万円  
☎介護保険課介護認定係・内線1454

## 所得税

### 確定申告はご自宅で

所得税の確定申告書は、「国税庁」のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・送信(提出)できます(上2次元コードからアクセス可)。マイナンバーカードとその読み取りに対応した端末をお持ちの方は「マイナンバー方式」で、お持ちでない方は「ID・パスワード方式」または「書面」で提出できます。



また、2月16日(金)~3月15日(金)には、所得税の確定申告書作成・提出会場を立川税務署(緑町4-2立川地方合同庁舎内)に開設します(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開設)。混雑回避のため、当日会場で入場整理券を配付します(「国税庁」のLINEで事前に入手することもできます)。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

☎立川税務署☎(523)1181